

公立大学法人下関市立大学使用料及び手数料徴収規程

平成19年4月1日

規程第54号

改正 平成19年6月11日規程第99号
平成22年12月16日規程第30号
平成29年1月20日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）が徴収する使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 公立大学法人下関市立大学固定資産等管理規程（平成19規程第46号）第12条の規定により固定資産等をその本来の用途又は目的を妨げない限度において貸付を許可する場合においては、次の各号に定めるところにより使用料を徴収する。

- (1) 土地及び建物の貸付については、別表第1に定める額とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、電柱その他別表第2に掲げる物件の設置を目的とする場合の土地の貸付については、同表に定める額とする。
 - (3) 公立大学法人下関市立大学固定資産等貸付規程（平成19年規程第47号。以下「貸付規程」という。）第3条第2項に規定する短期貸付に係る使用料の額は、次のとおりとする。
 - ア 貸付規程第2条第1号及び同条第2号の短期貸付に係る使用料の額については、別表第3に掲げる使用料の1時間当たりの額に使用時間数を乗じて得た額の合計の額とする。
 - イ 貸付規程第2条第3号の短期貸付に係る使用料の額については、別表第4に掲げる使用料の額に使用時間数を乗じて得た額の合計の額とする。
 - ウ 貸付規程第2条第4号の短期貸付に係る使用料の額については、別表第5に掲げる使用料の額に使用時間数を乗じて得た額の合計の額とする。
 - (4) 短期貸付に係る各施設の附属設備及び器具の使用料の額については、別表第6のとおりとする。
- 2 前項の規定により徴収する使用料のうち、消費税の課税の対象となるものに係る使用料については、消費税相当額を加算するものとする。
- 3 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。
- 4 理事長は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。

できる。

(手数料)

第3条 法人の事務で特定の者のためにするものについては、手数料を徴収する。

2 手数料の種別及び金額は、別表第7のとおりとする。

3 手数料は、原則として国又は地方公共団体に対しては、これを徴収しない。

4 証明に係る手数料は、在学生に対しては、これを徴収しない。

5 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

6 理事長は、特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月11日規程第99号)

この規程は、平成19年6月11日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学各種料金徴収規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年12月16日規程第30号)

この規程は、平成22年12月16日から施行する。

附 則 (平成29年1月20日規程第2号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	使用料の額（1年につき）
土地	使用土地の価格に100分の4を乗じて得た額
建物	次の各号の合計額 (1) 使用建物の価格に100分の5.4を乗じて得た額（建物の一部を使用する場合は、当該建物の全部についての使用料の額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額） (2) 使用土地の価格（当該土地の価格を当該土地の面積で除した額に当該建物の建築面積を乗じた額）に100分の4を乗じて得た額（建物の一部を使用する場合は、当該建物の全部についての使用料の額に、当該建物の延べ面積に対する当該建物の使用面積の割合を乗じて得た額）

備考

- 1 使用面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 年の中途から使用する場合における使用料の額は、日割計算の方法によって算定する。
- 3 円単位未満の端数は、切り捨てる。
- 4 1件の使用料の額が100円未満となる使用料は、これを100円とする。

別表第2（第2条関係）

	使用料の額(標準年額)
電柱類	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1の例により算定した額。ただし、電柱類を設置した者以外の者が、電線その他これに類するものを当該電柱類に架設する場合は、電柱類の使用料の額の範囲内で理事長が別に定める額
地下埋設物	下関市道路占用料徴収条例(平成17年下関市条例第269号)別表の例により算定した額
備考	1 電柱類とは、電気通信事業法施行令別表第1の種類欄に掲げる物件をいう。 2 電柱類の使用許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、その期間又は端数を1年として計算する。 3 地下埋設物とは、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第2号に掲げる物件をいう。

別表第3（第2条関係）

A講義棟・B講義棟、厚生会館

1時間当たり

教室番号	収容人員等	施設使用料	冷暖房設備使用料
A-101	300人	600円	600円
A-103	96人	200円	200円
A-104	96人	200円	200円
A-105	24人	200円	200円
A-106	45人	200円	200円
A-107	72人	200円	200円
A-108	72人	200円	200円
A-201	200人	600円	600円
A-202	150人	600円	600円
A-203	45人	200円	200円
A-204	72人	200円	200円
A-205	72人	200円	200円
A-301	400人	1,000円	1,000円
B-101	200人	600円	600円
B-102	24人	200円	200円
B-103	24人	200円	200円
B-104	24人	200円	200円
B-105	18人	200円	200円
B-106	18人	200円	200円
B-107	18人	200円	200円
B-108	18人	200円	200円
B-201	24人	200円	200円
B-202	27人	200円	200円
B-203	200人	600円	600円
B-204	24人	200円	200円
B-205	24人	200円	200円
B-206	24人	200円	200円
B-207	18人	200円	200円
B-208	18人	200円	200円
B-301	24人	200円	200円
B-302	24人	200円	200円
B-303	500人	1,000円	1,000円
B-304	30人	200円	200円
B-305	36人	200円	200円
B-306	36人	200円	200円
厚生会館2階談話室	175㎡	200円	200円
厚生会館3階多目的ホール	732㎡	1,000円	1,000円

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第4（第2条関係）

体育施設

1時間当たり

施設名		施設使用料	照明設備使用料	冷暖房設備使用料
グラウンド	全面	1,600円	500円 (夜間照明使用時)	
	1/2面	800円	500円 (夜間照明使用時)	
体育館	メインアリーナ全面	2,250円	750円	
	2/3面	1,500円	500円	
	1/3面	750円	250円	
	サブアリーナ	950円	50円	500円
	武道場	300円	50円	
人工芝テニスコート	1面	500円		

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第5（第2条関係）

本館

1時間当たり

教室番号	収容人員	施設使用料	冷暖房設備使用料
I-201	45人	200円	200円
I-202	45人	200円	200円
I-205	45人	200円	200円
I-206	144人	600円	600円
I-207	56人	200円	200円
2階小会議室	12人	200円	200円
5階中会議室	24人	200円	200円
5階大会議室	62人	200円	200円

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第6（第2条関係）

附属設備等

名 称	単 位	金 額
体育館放送設備	一日につき	2,000円
厚生会館放送設備	一日につき	1,000円
移動式放送器具	1台一日につき	200円
電光掲示板 (デジタイマー)	1台一日につき	600円
フロアシート	1枚一日につき	500円

別表第7（第3条関係）

種 別		手 数 料 の 額		納 入 期 限
証 明	成 績 証 明	1件につき	200円	即 時
	卒 業 証 明	1件につき	200円	即 時
	修 了 証 明	1件につき	200円	即 時
	そ の 他 の 諸 証 明	1件につき	200円	即 時
複 写	図 書 館 資 料 の 写 し	1枚につき	10円	即 時